



平成 18 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社  
代表者の役職名 代表取締役社長 阿部修平  
(JASDAQコード番号：8739)  
問い合わせ先 執行役員 総務経理部長 小須田 建三  
電 話 番 号 03-5435-8200

## 新株予約権方式によるストック・オプション付与に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 12 日付プレスリリースにて開示を行った標題の件につき、会社法施行（平成 18 年 5 月 1 日）に伴う変更を反映させ（下記下線部にて表示）、下記のとおりお知らせいたします。付与対象者及び付与株数等の内容につきましては、特段変更はございません。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社並びに関連会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役、従業員及び当社グループの資産運用業務に関連して当社グループとの間で委任、請負等の継続的な契約関係を有する者の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保するために、ストック・オプションの目的で当社グループの取締役、従業員および当社グループの資産運用業務に関連して当社グループとの間で委任、請負等の継続的な契約関係を有する者に対して、以下の要領に定める新株予約権を無償で発行することを当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

一つは、新株予約権の発行時点における「新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額」を、時価を基準として決定するもの（以下、「ストック・オプションAプラン」といいます。）であります。

他の一つは、新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額を時価を下回る金額（1株当たり1円）とするもの（以下、「ストック・オプションBプラン」といいます。）であります。

当社グループの取締役、従業員については、実績賞与の一部として当該新株予約権を付与することにより現金による支払を抑制することを可能とし、また付与後一定の権利行使制限期間を設定することにより報酬の延払い的な取扱いを可能とするものであります。また、当社グループとの間で継続的な契約関係を有する者には係る付与による業績向上へのインセンティブを高めることを目的とするものであります。

経済的には、米国におけるストック・インセンティブ・プランの一種である譲渡制限付株式の付与とほぼ同様の効果をもたらすことができます。

#### 2. ストック・オプションAプランにかかる新株予約権発行の要領

(1) 募集新株予約権の数の上限  
2,000 個を上限とします。

(2) 募集新株予約権の内容

(i) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式2,000株を上限とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とします。ただし本項に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的となる株式数について同様の調整を行います。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、当社が、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除きます。)を行うときは、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

なお、「調整後行使価額」につきましては、(ii)をご参照ください。

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が、株式または新株予約権の無償割当てを行う場合、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、当該株式数は適切に調整されるものとします。

(ii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といいます。)は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除きます。)における株式会社ジャスダック証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は発行日における株式会社ジャスダック証券取引所の当社の普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とします。)のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。

新株予約権を発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除きます。)を行うときは、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{即発行株式数(自己株式を除く)} + \frac{\text{新規発行または処分された株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{即発行株式数(自己株式を除く)} + \text{新規発行または処分された株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が、株式または新株予約権の無償割当てを行う場合、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、当該行使価額は適切に調整されるものとします。

(iii) 新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月1日から平成27年6月30日までの範囲内で、当社取締役会の決議によって決定する。

(iv) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社及び関連会社の取締役、監査役及び使用人、並びに顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社及び関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることを必要とします。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期满了により退任した場合、定年により退職した場合又は当社に特別の貢献があったと認められる場合等には、退職後等も新株予約権を行使できる場合があります。

② その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによります。

(v) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(vi) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を必要とします。

(vii) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

① 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が新設合併消滅会社となる新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約または当社が株式移転完全子会社である株式移転計画の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができます。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったことにより、新株予約権を行使できなかった場合、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、及び新株予約権者との合意した場合には、当該新株予約権について無償で取得することができます。

(viii) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合  
上記各号の規定に従い、新株予約権の目的である株式の数の調整等を行った結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

(ix) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は、新株予約権者から請求がある時に限り発行します。

新株予約権者は、発行された新株予約権証券について、記名式のもの無記名式とし、または無記名式のことを記名式とする旨、当社に対して請求することができません。

(3) 募集新株予約権と引換えに行う払込み

無償で割り当てるため、新株予約権と引換えに行う払込みを要しません。

3. ストック・オプションBプランにかかる新株予約権発行の要領

(1) 募集新株予約権の数の上限

6,000 個を上限とします。

## (2) 募集新株予約権の内容

### (i) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式6,000株を上限とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とします。ただし本項に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的となる株式数について同様の調整を行います。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除きます。)を行うときは、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。

調整後株式数 = 調整前株式数 ×  $\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

なお、「調整後行使価額」につきましては、(ii)をご参照ください。

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が、株式または新株予約権の無償割当てを行う場合、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、当該株式数は適切に調整されるものとします。

### (ii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額は、1円とします。

### (iii) 新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月1日から平成30年6月30日までの範囲内で、当社取締役会の決議によって決定する。

(iv)ないし(ix) ストック・オプションAプランと同じです。

## (3) 募集新株予約権と引換えに行う払込み

無償で割り当てるため、新株予約権と引換えに行う払込みを要しません。

以 上